

答申第 29 号

平成 11 年度保健福祉業務検査指導結果についての部分開示決定に係る異議申立て
に対する決定

栃木県情報公開審査会

第 1 審査会の結論

「平成 11 年度保健福祉業務検査指導結果について」(以下「本件公文書」という。)
のうち、非開示とした部分(以下「本件非開示部分」という。)を開示すべきである。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が行った本件公文書の開示請求に対し、栃木県知事が平成 12 年 1 月 4
日付けで栃木県公文書の開示に関する条例(昭和 61 年条例第 1 号。以下「旧条例」
という。)第 9 条第 3 項の規定に基づき行った本件公文書の部分開示決定について、
その取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理
由を要約すると、概ね次のとおりである。

(1) 情報公開制度のあり方について

情報公開制度のあり方については、原則公開が基本であることから、非開示事由に
該当する場合であっても、その要件等については厳格に解釈しなければならない。そ
うでなければ、情報公開制度自体が有名無実化する危険性をもっている。

(2) 旧条例第 6 条第 2 号の該当性について

本号については、公開することにより当該法人に不利益を与えることが明らかである
と認められることが必要であり、本件においても、検査指導事項の一つ一つについて、
個別具体的に、公開することにより当該法人に不利益を与えることが明らかであると
認められるか否か検討すべきであるのに、一括して非開示としたことは極めて問題で
ある。

また、社会福祉法人は、その担う社会性や公益性から、その経営は公明かつ適正に
行われるべきであり、当該法人の健全な運営の維持、発展に支障がない限り、経営状
況等に係る情報は社会に対して開かれているべきである。特に、本件で問題となっ
ているのは児童養護施設であり、基本的には県の措置費、すなわち公金によって運営さ
れており、また、施設内の児童の健康等児童の最低限の生活を保障する場所であるた
め、旧条例第 6 条第 2 号ただし書八に該当する。

(3) 旧条例第 6 条第 5 号の該当性について

検査指導は、知事が関係法令に基づき行うものであること、また、民間社会福祉事業が公明かつ適正に経営され、社会的信頼を得るためのものであることから、検査指導事項及び措置状況が公開され、本件児童養護施設（以下「本件施設」という。）を経営する社会福祉法人（以下「本件法人」という。）が世論等から批判を受けたとしても、その後の検査指導の実施について協力等を怠るとは考えられない。よって、開示により検査指導業務等について、その実施を著しく困難にするおそれがあるとは言えない。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の非開示理由説明書及び口頭による意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

1 検査指導の内容

検査指導については、社会福祉法人を中心として、その法人が経営する施設について、最低基準等の実施状況が関係法令等に照らし適正かどうかを個別的に明らかにし、必要な是正の措置を講ずることにより、福祉行政の適正円滑な実施の確保を図ることを目的としている。その内容は、県として改善が必要と判断した事項を指摘し是正改善を指導するとともに、管理運営全般にわたり助言する側面も有している。

2 非開示理由

(1) 旧条例第6条第2号の該当性について

本件公文書は、検査指導の結果、改善が必要な事項について、文書により本件法人の理事長あてに通知したもので、その内容は、会計、施設運営、職員処遇、入所児童の処遇等で是正改善の必要が認められたものに関する内容を明記している。検査指導に関しては、検査指導事項について評価するほかに、検査指導事項に対する改善取組状況を含めて管理運営全般から総合的な評価を行っている。しかしながら、本件公文書には、検査指導結果を通知した後の、検査指導事項に対する改善取組状況については記載されていない。したがって、本件非開示部分を開示した場合、検査指導結果のみの安易な評価を招き、本件施設に対する誤った評価を生じさせることになり、社会的信用や信頼を不当に低下させ、その正当な利益を損なわせるおそれがある。

また、本件公文書に係る検査指導事項について、内容を取捨選択して開示等の判断をすることは、本件施設の全体の評価について誤解を生じさせることから、検査指導事項の全体について非開示としたものである。

なお、参加人である本件法人においても、本件非開示部分が本号に該当することについて、実施機関と同様の主張をしている。

(2) 旧条例第6条第5号の該当性について

検査指導は、県と施設との協力信頼関係を基に公正に遂行されるものであり、施設の実態を把握していない第三者に対し情報を公開すると、施設に対する誤解を生じさせ、また、県に対する施設の信頼が失われ、協力が得られない事態となる。この結果、検査指導の目的を阻害し、円滑な実施を阻むおそれがある。

第4 審査会の判断理由

1 条例改正による取扱い

本県では、旧条例は栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。)に改正され、平成12年4月1日から施行されている。

旧条例の規定によりなされた公文書開示請求、公文書の開示決定等の処分、不服申立て、諮問等については、条例附則第2項から第4項までの経過措置の規定により、条例の相当規定による公文書開示請求、公文書の開示決定等の処分、不服申立て、諮問等とみなされる。したがって、本件においては、旧条例第6条第2号は条例第7条第3号イの、また、旧条例第6条第5号は条例第7条第5号イの非開示理由によりそれぞれなされた処分とみなされるものである。

2 判断にあたっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を促進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしつつも、原則公開の基本理念のもとに解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件非開示部分を調査検討し、県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう条例を解釈し、以下判断するものである。

3 本件公文書の内容

本件公文書は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第46条等の関係法令・通知に基づき、平成11年度に本件施設に対して検査指導を行った結果について、本件法人の理事長あてに通知した文書である。

本件非開示部分には、本件施設の会計経理(施設会計)、施設運営、職員処遇及び入所者(児)処遇についての検査指導事項が記載されている。

4 具体的な判断

(1) 条例第7条第3号イの該当性について

法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)は、権利義務の主体として活動することが認められており、その権利利益も十分尊重されなければならない。そこで、本号では、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除き、法人等の権利利益を害するおそれがあるものを開示しないこととしている。

実施機関は、本件非開示部分を開示すると、検査指導結果のみの安易な評価を招き、本件施設に対する誤った評価を生じさせることになり、社会的信用や信頼を不当に低下させ、入所児童が減少して経営に影響を与えるなどその正当な利益を損なわせるおそれがあり、本件施設の健全な運営の維持発展を阻害する要因になると主張する。

本件非開示部分は、検査指導の時点において、関係法令に基づく最低基準等に照らし指摘された問題点と、当該問題点に対して執るべき改善方法が記載されているものである。これらの部分を開示することにより、改善された現在の状況とは異なる内容の評価がなされることも考えられる。

しかし、それはあくまでも検査指導の時点における評価であって、その後の検査指導事項に対する改善取組状況を説明すれば、現在の状況について誤解を生じさせるおそれは少ないと判断され、本件法人の正当な利益を損なわせるものとは認められない。

さらに、本件施設は、入所者が施設に入所するにあたって任意に施設を選択することができる、保育所などのいわゆる契約型の施設とは入所形態が異なり、児童相談所長が児童福祉法の規定に基づき児童を施設に入所させる、いわゆる措置型の施設である。このことを考慮すると、本件非開示部分を開示しても、直ちに入所児童が減少して本件法人の経営に影響を及ぼすといった関連性は低いと判断されるので、本件法人の競争上の地位を害するおそれがあるとは認められない。

なお、本件公文書に記載された検査指導事項について個別的看着ても、これらは全て児童福祉法等の関係法令・通知により要求されている基準等に照らし指摘された事実であるから、開示することにより、本件施設の評価を不当に低下させ、その正当な利益を損なわせるおそれがあるとは認められない。

以上により、本件非開示部分は条例第7条第3号イに該当しない。

(2) 条例第7条第5号イの該当性について

県の行う監査、検査、取締り等の事務に関する情報の中には、当該事務の性質上、公開されることにより県民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正又は適切な実施が阻害され、ひいては県民全体の利益が損なわれるおそれのあるものがあるため、本号はこれを防止するものである。

実施機関は、本件非開示部分を開示すると、県に対する施設の信頼が失われ、協力が得られない事態となり、その結果、検査指導の目的を阻害し、円滑な実施を阻むおそれがあると主張する。

確かに、県の行う事務の中には、法令等の根拠規定に基づかない是正改善のための行政指導など、相手方との信頼と協力に基づいて行われているものも存在する。このようなものに係る情報を開示すれば、県に対する信頼が失われ、協力が得られない事態となり、その結果、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもありうる。

しかしながら、本件における検査指導については、児童福祉法等関係法令に検査指導権限が規定されており、仮に開示することにより本件施設との信頼関係が多少損なわれても、本件施設は検査指導に対して拒否することができないのであるから、今後の検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

また、本件施設の入所については措置制度が採られており、その運営はほとんどが公費で賄われていることから、本件非開示部分を開示しても本件施設が検査に必要な協力を怠ることは考えられず、今後の検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

以上により、本件非開示部分は条例第7条第5号イに該当しない。

5 結論

以上のとおり、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

年 月 日	処 理 内 容
平成12年 3月14日	・ 諮問
平成12年 3月30日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理
平成12年 4月26日 (第124回審査会)	・ 審議(経過等説明)
平成12年 5月30日 (第125回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成12年 6月29日 (第126回審査会)	・ 審議
平成12年 8月 3日 (第127回審査会)	・ 異議申立人による口頭意見陳述 ・ 審議
平成12年 9月28日 (第128回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業	備 考
菅 俣 博	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	
田 島 二三夫	弁護士	
田 中 美 子	国際医療福祉大学教授	会長職務代理者 平成12年9月30日任期満了
戸 田 栄 輔	下野新聞社常務取締役	
中 村 清	宇都宮大学教授	会長